

○和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則

昭和49年3月26日

規則第6号

改正 昭和49年4月17日規則第17号

昭和59年3月24日規則第12号

平成4年12月28日規則第46号

平成8年3月28日規則第10号

平成12年3月31日規則第35号

平成29年3月17日規則第6号

令和4年2月25日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市緑の保護および緑化推進に関する条例（昭和49年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定 条例第5条第1項の規定による指定をいう。

(2) 保全地区 指定された地区をいう。

(3) 保存樹木 指定された樹木をいう。

(指定の基準等)

第3条 条例第5条第1項の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 保全地区は、5年以上継続して指定することができるもので、樹木が集団している土地の面積が300平方メートル以上であるものとする。ただし、神社及び寺院の境内を除く。

(2) 保存樹木は、次の各号のいずれかに該当する樹木で、かつ、健全で樹形が良く、美観上優れたものとする。ただし、保全地区および市長が別に定める地区にある樹木を除く。

ア 高さが10メートル以上で、かつ、地上1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であるもの

イ 株立ちした樹木で高さが2.5メートル以上であるもの

ウ はん登性樹木で枝葉の面積が25平方メートル以上であるもの

2 市長は、保全地区の指定をしたときは、保全地区指定通知書（様式第1号）により、保存樹木の指定をしたときは、保存樹木指定通知書（様式第2号）により、それぞれ指定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、毎年1月1日を基準日として保存樹木が第1項第2号の基準に適合しているかどうかを審査するものとする。

（指定の変更等）

第4条 保全地区等の所有者等は、当該保全地区等の指定の変更又は解除をしようとするときは、当該変更又は解除をしようとする日の30日前までに市長と協議しなければならない。

2 所有者等は、前項の規定による協議を行うときは、保全地区については、保全地区指定（変更・解除）協議書（様式第3号）を、保存樹木については、保存樹木指定解除協議書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議によりやむを得ないと認めるとき又は保全地区等が前条の基準に該当しなくなったときは、当該保全地区等の指定を変更し、又は解除するものとする。

4 市長は、前項の規定により保全地区等の指定を変更し、又は解除したときは、保全地区指定（変更・解除）通知書（様式第5号）又は保存樹木指定解除通知書（様式第6号）により当該保全地区等の所有者等に通知するものとする。

（伐採の届出等）

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、保存樹木伐採届（様式第7号）により保存樹木の伐採を開始しようとする日の30日前までに行わなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による届出は、保存樹木（滅失・枯死・譲渡）届（様式第8号）により保存樹木が滅失し、又は枯死した場合は10日以内に、保存樹木を譲渡しようとする場合は譲渡しようとする日の10日前までに行わなければならない。

（台帳の作成）

第6条 市長は、保全地区及び保存樹木を指定したときは、保全地区台帳（様式第9号）及び保存樹木台帳（様式第10号）を作成しなければならない。

（緑と花の運動）

第7条 条例第8条に規定する運動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設の緑化推進
- (2) 工場、事業所の緑化推進
- (3) 植木、苗木のあつ旋
- (4) その他、事業の推進に必要な事項
(助成措置)

第8条 条例第10条の助成（以下「助成」という。）は、保全地区等の所有者等（本社の所在地が市外の法人を除く。）に対し、1会計年度につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給することにより行うものとする。ただし、保全地区の所有者が市税を滞納している場合は、当該所有者に対する助成は、行わないものとする。

- (1) 保全地区 保全地区に係る当該年度の固定資産税および都市計画税の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。
この場合において、助成の額は、指定した日の属する月の翌月から起算して指定を解除した日の属する月までとし、月割りにより算出する。

- (2) 保存樹木 1本または1株につき4,000円

2 1の保全地区等の所有者等が複数の場合は、当該所有者等のうち市長が指定する者に対し助成を行うものとする。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第12号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第46号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第10号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成１２年規則第３５号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第９条の改正規定中保全地区に係る部分については、平成１２年４月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第８条第２号の規定は、平成１１年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年規則第６号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規則第７号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

文 書 記 号 第 号
年 月 日

様

和 光 市 長

保全地区指定通知書

あなたの土地を、和光市緑の保護および緑化推進に関する条例第 5 条第 1 項の
規定により、下記のとおり保全地区に指定したので通知します。

記

指 定 番 号	
指定年月日	
指 定 地 番	
地 積	
地 目	
主 な 植 生	
備 考	

様式第 2 号（第 3 条関係）

文 書 記 号 第 号
年 月 日

様

和 光 市 長

保存樹木指定通知書

あなたの樹木を、和光市緑の保護および緑化推進に関する条例第 5 条第 1 項の
規定により、下記のとおり保存樹木に指定したので通知します。

記

指 定 番 号	
指定年月日	
指 定 場 所	
指 定 樹 種	
指 定 理 由	
備 考	

別紙

[illegible]

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

和 光 市 長 様

住所
所有者
氏名

保全地区指定（変更・解除）協議書

年 月 日付文書記号第 号で指定を受けた保全地区を、次により
（変更・解除）願いたいので、和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行
規則第 4 条第 1 項の規定により協議をいたします。

指 定 番 号		第 号	
変更・解除前の指定地		変更後の指定地	
指定地	地積	指定地	地積
変更・解除理由			

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

和 光 市 長 様

住所
所有者
氏名

保存樹木指定解除協議書

年 月 日付文書記号第 号で指定を受けた保存樹木を、次により
解除願いたいので、和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則第 4 条
第 1 項の規定により協議をいたします。

指 定 区 分	1.独立樹木 2.株立樹木 3.はん登性樹木 4.その他（ ）					
指 定 番 号	第 号					
指 定 地	和光市					
指 定 内 容	樹 種		高 さ	m	幹 周	m
	枝葉面積	m ²	枝張長	m	その他	m
指 定期間	年 月 日から 年 月 日					
解 除 理 由						

様式第 5 号（第 4 条関係）

文 書 記 号 第 号
年 月 日

様

和 光 市 長

保全地区指定（変更・解除）通知書

年 月 日付文書記号第 号で指定した保全地区を、次のように
（変更・解除）したので、和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則
第 4 条第 4 項の規定により通知します。

指 定 番 号		第 号	
変更・解除前の指定地		変更後の指定地	
指定地	地積	指定地	地積
変更・解除理由			

様式第 6 号（第 4 条関係）

文 書 記 号 第 号
年 月 日

様

和 光 市 長

保存樹木指定解除通知書

年 月 日付文書記号第 号で指定した保存樹木を、次のように解除したので、和光市緑の保護および緑化推進に関する条例施行規則第 4 条第 4 項の規定により通知します。

指 定 区 分	1.独立樹木 2.株立樹木 3.はん登性樹木 4.その他（ ）					
指 定 番 号	第 号					
指 定 地	和光市					
指 定 内 容	樹 種		高 さ	m	幹 周	m
	枝葉面積	m ²	枝張長	m	そ の 他	m
解 除 の 理 由						

様式第 7 号（第 5 条関係）

年 月 日

和 光 市 長 様

住所
届出者
氏名

保存樹木伐採届

和光市緑の保護および緑化推進に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり樹木を伐採したいので届出いたします。

指 定 番 号	第 号
指 定 場 所	和光市
指 定 樹 種	
伐採予定日	
伐 採 の 理 由	

様式第 8 号（第 5 条関係）

年 月 日

和 光 市 長 様

住所
届出者
氏名

保存樹木（滅失・枯死・譲渡）届

和光市緑の保護および緑化推進に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり樹木を（滅失・枯死・譲渡）したので届出いたします。

指 定 区 分	1.独立樹木 2.株立樹木 3.はん登性樹木 4.その他（ ）
指 定 番 号	第 号
指 定 場 所	和光市
指 定 樹 種	
滅失・枯死 ・譲渡の日	
備 考	

様式第9号(第6条関係)

保全地区台帳

所有者	
住 所	
連絡先	

地 区 情 報								
No.	指定番号	地番	地積	地目	主な植生	指定開始日	指定解除日	備 考
1								
2								
3								
4								
5								

様式第10号(第6条関係)

保存樹木台帳

所有者		指定本数	
住 所			
連絡先			

樹 木 情 報								
No.	指定番号	樹 種	樹 高	幹 周	常緑・落葉	指定開始日	指定解除日	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 4 条関係)

様式第 7 号 (第 5 条関係)

様式第 8 号 (第 5 条関係)

様式第 9 号 (第 6 条関係)

様式第 1 0 号 (第 6 条関係)